

「邑楽町中小企業振興資金融資」の概要

目的	町内の中小企業者が必要とする設備資金並びに運転資金の融資を促進することによって、金融疎通と企業の近代化、合理化を促し、その安定と伸長を図ることを目的とする。		
融資対象者			
	区 分	資 本 金	従 業 員 数
	製造業等	3 億円以下	3 0 0 人以下
	卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
	小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
	サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
資本金または従業員のいずれかが上表に該当する企業で、町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者で、町内で一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者。			
使 途	運 転 資 金		設 備 資 金
融資限度額	5 0 0 万円		1 5 0 0 万円
内 容	・経営の近代化、合理化及び経済情勢その他により事業資金が不足し、特に資金を必要とする場合の運転資金 ・店舗の近代化等のために必要な新築・改増築、店内施設の新設改善等により必要とする資金 ・生産加工設備拡充と近代化、合理化を図るための機械器具及び装置の設置に必要な資金 ・工場の建築に必要な資金 ・労働福祉施設の設置に必要な資金 ・公害防止のために必要な設備資金 ・事業に必要な駐車場建設資金 ・他の業種に転換するために必要な資金 ・企業合同又は協業化に必要な資金 ・以上に必要な土地購入資金		
融資期間	7 年以内（据置 6 か月以内）		8 年以内（据置 1 年以内）
融資金利	取扱金融審査会月の前月発表の長期プライムレートに連動例）令和 7 年 4 月金融審査会取扱融資利率：年 2． 3 5 %		
返済方法	元金均等返済		
担保	信用保証を付ける。保証料率 1． 3 5 % を限度に町が補助。		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人の徴求を不要とする。		
利子補給	所定の利率で支払った利子の 5 0 % を最大 3 年間補給。 利子補給は毎年度上半期（4 月～9 月分）と下半期（1 0 月～3 月分）の年 2 回、半期分ずつ。		
取扱金融機関	群馬銀行邑楽町支店・東和銀行大泉支店・足利銀行館林支店 館林信用金庫邑楽町支店・足利小山信用金庫邑楽支店		

※利用に際しては、申請後に群馬県信用保証協会、取扱金融機関及び邑楽町中小企業金融審査会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※詳細は、各取扱金融機関窓口までご照会ください。

邑楽町役場 商工振興課 商工振興係 TEL0276-47-5026(ダイヤルイン)

裏面

融資の流れと手続きについて

①申請準備	* 邑楽町中小企業振興資金融資を受ける場合、以下の書類が必要です。 <申請時に必要な書類> (運転資金) - 一 邑楽町中小企業振興資金融資申請書(様式第1号)(→金融機関) - 二 町税閲覧同意書(→金融機関) - 三 委任状(→金融機関) - 四 信用保証協会関連書類一式(→金融機関) - 信用保証委託申込書・信用保証依頼書・信用保証委託契約書 - 個人情報の取り扱いに関する同意書 - 五 町税納税証明書(完納証明書または納税証明書直近3期分)(→役場税務課) - 六 県税納税証明書(完納証明書または納税証明書)(→県税事務所) - 七 許認可証の写し(→申請者) - 八 履歴事項全部証明書の写し(→申請者) - 九 資産とその評価額が判る書類の写し(課税台帳または評価額証明書)(→役場税務課) - 十 印鑑登録証明書の写し(→申請者) - 十一 決算書(確定申告書)2期分 (設備資金)※運転資金の書類に加えて以下の書類も必要です。 - 十二 設備に係る見積書(→申請者) - 十三 設備に係るカタログや設備が判断できる書類(図面等)(→申請者) ※経営安定関連保証又は震災復興緊急保証の場合、以下の書類も必要です。 - 十四 経営安定関連又は震災復興緊急保証認定書(→金融機関) - 十五 事業計画書(→申請者)
↓	
②申請	* 取扱金融機関に必要な書類を添えて申請してください。 融資申込の条件を満たしている場合は、融資の申請をすることが可能となります。
↓	
③審査(1)	* 取扱金融機関は、申請書類を必要部数用意して商工会窓口(事務局)へ提出する。
↓	
④審査(2)	* 商工会は、申請書類を整理して町商工振興課(事務局)へ提出する。
↓	
⑤審査(3)	* 町商工振興課は、申請書類を群馬県信用保証協会へ提出する。
↓	※設備資金の場合は、審査会前に現地調査があります。 事前着工や事前購入と判断された場合は、申請を取り消すことがありますのでご注意ください。
⑥審査(4)	* 邑楽町中小企業金融審査会で審査にかかります。
↓	
⑦融資決定	* 町商工振興課は、審査会で融資が決定したら、申請者と取扱金融機関に以下の書類を通知します。 <申請者> - 一 融資可否通知書の送付について - 二 融資可否通知書 - 三 利子補給申請書 - 四 資金使途報告書 <取扱金融機関> - 一 邑楽町中小企業振興資金に係る同意書の送付並びに融資実行報告書の提出について - 二 邑楽町中小企業振興資金融資申請書(同意書) - 三 融資実行報告書 - 四 融資可否通知書の写し
↓	
⑧融資実行	* 申請者は、融資可否通知書を受けましたら、⑦融資決定<申請者>で通知した二・三・四の書類を取扱金融機関へ持って行きます。 三、四の記入方法については、取扱金融機関と相談してください。 * 融資実行については、取扱金融機関と相談してください。
↓	
⑨各報告及び 利子補給申請	* 取扱金融機関は、融資実行後速やかに以下の書類を町商工振興課に提出してください。 - 一 融資実行報告書 - 二 償還予定表(融資開始から完済まで) - 三 利子補給申請書 - 四 資金使途報告書 ※設備資金の場合は、支払った領収証や車検証の写し、写真等、使途の確認が出来る書類が必要です。
↓	
⑩利子補給	* 町商工振興課は、毎年度上半期(4月～9月分)と下半期(10月～3月分)に申請者へ以下の書類を通知します。 一 邑楽町中小企業振興資金利子補給金交付請求書 * 申請者は、受け取り次第以上の書類を取扱金融機関へ提出してください。 * 取扱金融機関は以上の書類を受け取りましたら、取扱金融機関分を取りまとめて、町商工振興課へ提出してください。 * 請求書が受理されると指定された口座に利子補給金が支払われます。